

第77回国民体育大会衛生基本計画（案）

第77回国民体育大会医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、次の準備業務を推進する。

1 防疫対策

(1) 防疫に関する知識の普及及び意識の啓発

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の感染症発生予防及びまん延防止に万全を期するため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、防疫に関する正しい知識の普及及び意識の啓発を図る。

(2) 健康診断の実施

大会参加者等の、特に消化器系の感染症発生の予防のため、宿泊施設、弁当調製施設等の従事者の健康診断実施の励行に努める。

2 食品衛生対策

(1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、食品取扱施設に対し、食品衛生に関する正しい知識の普及及び意識のより一層の啓発を図り、あわせて自主的な衛生管理の向上を促す。

(2) 監視指導の実施

宿泊施設や弁当調製施設など食品関係営業施設等を対象に、監視指導を行うとともに、必要に応じて食品の収去検査等を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 会場及び生活環境の美化

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、総合開・閉会式会場、競技・練習会場、河川・道路等公共の場所及び観光地等の清掃を実施するとともに、廃棄物の不法投棄の防止を図り、会場等の美化に努める。

(2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

競技会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。また、リサイクルできない廃棄物については、適正な処分を行う。

(3) 宿舍施設の衛生対策

宿泊者が快適に過ごせるよう、宿泊施設に対して必要な指導等を行い、宿舍の衛生対策に努める。

(4) 飲料水の衛生対策

安全な飲料水を確保するため、必要に応じて水質検査等を行い、飲料水の衛生対策に努める。

(5) 衛生害虫等の駆除

生活環境の衛生保持を図るため、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

(6) 動物の適正管理

会場及び宿舎等の周辺における動物による危害防止を図るため、動物の適正管理等の対策に努める。

4 馬事衛生対策

馬術競技の円滑な運営に寄与するため、出場馬の防疫、健康管理、輸送及び飼料の確保等に万全を期する。

5 その他

上記のほか、衛生業務の実施に関して必要な事項については、要項等を定め推進する。